

年末調整

平成 29 年も残すところあと 1 ヶ月となり、今年も年末調整を行う時期となりました。今年の変更点は、給与収入 1,000 万円超の場合の給与所得控除額が 220 万円の頭打ちになったことです。その他年末調整で昨年と比べ大きな改正はありません。

年末調整は、1 月から 12 月までの給与・賞与を集計し 1 年分の給与所得に対する所得税額(国の税金)を確定させ、天引きしてきた源泉所得税額と比較してその差額を精算する手続きです。

年末調整ができない人は、下記のとおりです。(確定申告をします)

1. 29 年中の主たる給与収入が 2,000 万円を超える人
2. 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与支払者で年末調整をしている人
3. 年末調整を行うときまでに、扶養控除申告書を提出していない人
4. 年途中で退職した人(死亡退職者等を除く)
5. 非居住者
6. 毎月の税金計算が乙欄で行われている人(主たる給与が他にある人)

【年末年始のお知らせ】

年末年始の日程は下記の通りとなります。

12月28日(木) 仕事納め

12月29日(金)

↓ 年末年始休業

30年1月4日(木)

1月5日(金) 仕事始め